

平成27年8月

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する
専用口座の取扱開始について

平成27年9月1日より、平成27年度税制改正における「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した専用口座の取扱いを開始いたします。

【制度の概要】

祖父母さま等（贈与者）がお子さまやお孫さま等（受贈者）の、結婚・子育て資金に充てるために一括して金銭を贈与し、受贈者の名義で新たに開設された口座にお預け入れた場合は、受贈者おひとり様につき最大1,000万円までの金額について贈与税が非課税となります。

【商品概要】

貯金種類	・普通貯金 「JA結婚子育て資金贈与専用口座」
ご利用いただける方	・直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した20歳以上50歳未満の個人
取扱期間	・平成27年9月1日～平成31年3月31日
預入金額	・1円以上1,000万円以下（1円単位）
預入方法	・取扱期間内で随時お預け入れできます。 ※直系尊属から贈与された金銭は贈与契約日から2ヵ月以内にお預け入れいただきます。 ※お預け入れにあたっては、贈与契約書および結婚・子育て資金非課税申告書等をご提出いただきます。
払戻方法	・原則として貯金者の結婚・子育て資金のお支払いに充てる場合に限り払い戻しできます。 ※払い戻しは口座開設店舗のみとさせていただきます。 ※専用口座から払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等をご提出いただきます。なお、領収書等のご提出がない払い戻しや結婚・子育て資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等の内容が結婚・子育て資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。
口座管理手数料	・無料

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまはマル優（お身体に障がいのある方などを対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（結婚・子育て資金のお支払いは除く）の取扱いはできません。また、自動送金・自動集金の取扱いもできません。
その他ご注意ください	<ul style="list-style-type: none"> ・専用口座は、受贈者おひとり様につき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店（所）や他の金融機関での専用口座の開設はできません。 ・原則として中途解約はできません。ただし、①貯金者が50歳に達した場合、②貯金者が死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。 ・将来、受贈者が50歳に達した時点で贈与を受けた資金の残額がある場合、贈与税の課税価格に算入されます。 ・結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、当該死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されます。

※具体的な税務上の取扱いにつきましては、税理士等専門家にご相談ください。

※お問い合わせの際は各JAの窓口へお尋ねください。